

富山県社会福祉審議会

日 時：平成26年10月30日（木）午後2時～3時30分

場 所：県議会議事堂2階 大会議室

1 開 会

【司会】 定刻になりましたので、富山県社会福祉審議会を始めさせていただきます。

まず初めに、山崎厚生部長からご挨拶申し上げます。

2 挨 拶

【山崎厚生部長】 厚生部長の山崎でございます。一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、社会福祉審議会へご出席いただきましてありがとうございます。

また、今回の開催に当たりまして、皆様方には委員を快くお引き受けいただきました。重ねてお礼を申し上げます。

今後2年間にわたりまして、福祉行政の充実にお力添えを賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、県民福祉基本計画の進捗状況のほか、社会福祉関係施策の現状と課題などにつきましてご報告を申し上げることとしております。

今、社会福祉行政は大きな動きの中にあると思っております。後ほどご説明を申し上げますが、生活困窮者の支援の関係、これと少し絡むわけですが、子どもの貧困対策というものもございます。それから、介護保険制度の見直しもスタートしております。新聞紙上、マスコミをにぎわせておりますが、介護報酬がどうなるのかといったような問題もございます。

また、子ども・子育て支援新制度が来年度からスタートするといった状況でございます。

障害福祉の関係では、障害者差別解消法が成立しておりますけれども、来る11月県議会では、議員提案条例として、障害者の差別解消に関する条例の提出ということも予定されております。

こうした動きもある中で、県では来年度の当初予算の編成、検討に入っていく時期になります。

委員の皆様方には、こうした国の動きなども踏まえまして、本県の福祉施策を効果的に推進していくための方策などについて、それぞれのお立場から幅広い観点で忌憚のないご意見、またご提言をいただきたいと思っております。

ご意見につきましては、できるだけ予算に反映するなど、私どもの今後の福祉施策の推進に役立たせていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【司会】 それでは、事務局から委員の出席状況についてご報告させていただきます。

本審議会の委員総数は26名でございます。そのうち22名の出席をいただいておりますので、富山県社会福祉審議会条例第6条第3項の定足数、これは過半数でございますけれども、定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。

3 議 事

(1) 委員長・副委員長の選任について

【司会】 それでは議事に入りますが、まず、委員長・副委員長の選任をお願いいたします。

委員長・副委員長は、富山県社会福祉審議会条例第5条第2項の規定により、委員の方々に互選いただくことになっております。

どなたか推薦願えないでしょうか。

【岩田委員】 委員長には、富山県社会福祉協議会長の岩城委員にお願いしてはどうでしょうか。

また、副委員長には、各専門分科会の委員も務めてこられました富山国際大学の宮田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

【司会】 ただいま岩田委員から、委員長に岩城委員、副委員長に宮田委員にお願いしてはどうかのご発言がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり、拍手〕

【司会】 ありがとうございます。

それではご異議がありませんでしたので、本審議会の委員長は岩城委員、副委員長には宮田委員にお願いすることとします。

これより議事の進行につきましては、岩城委員長にお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、岩城委員長には委員長席にお移りいただきますようお願いいたします。

〔岩城委員、委員長席へ移動〕

【司会】 それでは早速ですが、岩城委員長に一言ご挨拶いただければと思います。

【岩城委員長】 皆さん、こんにちは。

ただいま委員長に推薦されました岩城でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

富山県社会福祉審議会委員長に任命され、社会福祉施策の適正な運営を図る上で、責任の重大さを痛感している次第でございます。

また、現在、社会福祉状況が大きく変化している中、福祉のあり方やニーズも大変複雑、多様化している状況でございます。国民あるいは県民一人一人が生涯にわたり自分らしい生活が継続できるためには、社会福祉審議会の使命が非常に重大になってくると思いますので、どうか各委員をはじめ、皆様方のご協力をよろしくをお願いいたします。

また、これから審議を進めてまいります。議事の円滑な進行に、皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

【司会】 どうもありがとうございました。

それでは、以後の進行につきましては、岩城委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(2) 富山県社会福祉審議会運営規程の一部改正について

【岩城委員長】 それでは、お手元の会議次第の順序に従いまして進めてまいりたいと思います。

本日の議事は、富山県社会福祉審議会運営規程の一部改正、専門分科会の委員・臨時委員の指名となっております。

また、事務局より、社会福祉施策の現状と課題につきましての報告を受けた後、意見交換を行うこととなっております。

3時半をめぐりに議事を進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事の(2)としまして、富山県社会福祉審議会運営規程の一部改正につきまして、

事務局から説明をお願いいたします。

【境児童青年家庭課長】 児童青年家庭課長の境でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の資料1-1をごらんください。「認定こども園・保育所審査部会の追加について」でございます。

ご承知のとおり来年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まる予定でございます。新制度のもとでは、幼保連携型認定こども園の設置等の認可や、保育所の設置認可につきまして、新たに審議会からの意見聴取が義務づけられました。

このため児童福祉専門分科会の下に、新たに幼保連携型認定こども園の設置認可ですとか、保育所の設置認可について調査審議いただきます認定こども園・保育所審査部会の設置をお願いするものでございます。

部会の具体的な調査審議事項につきましては、資料1-1の「2 審査部会の概要」の(3)にございますように、調査審議事項といたしまして、幼保連携型認定こども園につきましては、設置、廃止等の認可に係る意見聴取、事業の停止、施設の閉鎖を命じようとするときの意見聴取、設置者が法令の規定等に違反したときの認可の取り消しに係る意見聴取。また、保育所につきましては、保育所の設置の認可をしようとするときの意見聴取をお願いしたいと考えております。

続きまして、次ページの資料1-2をごらんいただきたいと思ひます。「社会福祉審議会運営規程新旧対照表」でございますけれども、第4条以降の部分、児童福祉専門分科会の部会の設置部分でございます。

ちなみに1号は里親審査部会、2号は措置審査部会でございますけれども、新たに3号に、認定こども園・保育所審査部会を追加するものでございます。

また、事案が発生するたびに審議会を開催いただくことは難しいことから、第5条におきまして、他の部会と同様に、認定こども園・保育所審査部会の決議をもって審議会の議決とすることとしております。

次ページの資料1-3につきましては、改正をお認めいただいた場合の改正後の規程を上げております。

私からの説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。特にご異議がないようでございますので、議事(2)につきましては、原案のとおり改正いたします。

(3) 専門分科会の委員・臨時委員の指名について

【岩城委員長】 それでは次に、議事の(3)専門分科会の委員・臨時委員の指名についてですが、富山県社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により、委員長が指名することとなっております。

お手元にお配りしてございます資料2「富山県社会福祉審議会委員・臨時委員 所属専門分科会・部会(案)」のとおりとさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

どうぞ資料に目を通していただければと思います。

【野村委員】 役職で、現状とは違うものが一部あるのですが、臨時委員の高齢者福祉専門分科会の高原啓生さんですが、たしか一般社団法人富山県介護支援専門員協会に名称が変わったと思います。

【岩城委員長】 わかりました。後で訂正させていただきます。

そのほか何かございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ、資料2の「富山県社会福祉審議会委員・臨時委員 所属専門分科会・部会(案)」のとおりにさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

4 報 告

(1) 富山県民福祉基本計画(改定版)の進捗状況について

(2) 社会福祉関係施策の現状と課題について

ア 生活困窮者対策について

イ 介護保険制度について

ウ 児童施策について

エ 障害者施策について

【岩城委員長】 それでは次に、報告にまいりたいと思います。

県の関係各課から社会福祉関係施策などについての報告があるようですので、お願いします。

なお、報告につきましては、各課から順次説明をいただきますが、質疑・意見交換等につきましては、その後まとめて行いたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

では、次第の順に沿って報告をお願いいたします。

【利川厚生企画課長】 厚生企画課長の利川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは2点、県民福祉基本計画の進捗状況、それから、生活困窮者対策についてご説明させていただきます。

まず、資料3をごらんください。「富山県民福祉基本計画（改定版）指標進捗状況一覧」でございますけれども、富山県民福祉基本計画は、平成24年度から28年度までの5年間の計画になっております。「ひとづくり」「地域づくり」「しくみづくり」、この3つを施策の柱として計画がつくられております。

お手元には計画の冊子がお配りしてありますけれども、中身の説明は省略させていただきます。後日、ごらんいただければと思います。

計画の中にはさまざまな具体的な施策を盛り込むとともに、それぞれ達成すべき指標を掲げております。その指標の達成状況を毎年検証しつつ、体系的、総合的に福祉施策を推進するというようにしております。

その進捗状況について取りまとめたものが資料3でございます。時間の関係で、主だったものだけピックアップしてご説明させていただきます。

まず、1番の「ひとづくり」指標の関係でございます。

一番上でございます「介護サービスにおける介護職員数」に関しましては、平成22年を基点にしまして、75歳以上の要介護認定者の伸び率に沿った形で職員数も増やしていく必要があるということでございまして、平成33年までの目標を立てております。

平成24年10月の実績が直近のデータでございまして、1万2,750人となっており、目標達成に向けては予断を許さない状況にあると思っております。

その下の「介護福祉士県内登録者数」でございますけれども、数字の上ではおおむね目標どおりに推移していると思っておりますけれども、その下に「有効求人倍率」も載って

おりますが、平成25年実績で2.47とありますように、現場では依然として人材が不足しているという声も聞かれるところでございます、引き続き福祉人材の確保に努める必要があると考えております。

さらに、その2つ下に「認知症サポーター数」というのがございます。これは市町村で認知症サポーターを養成しておりますけれども、平成26年3月末で5万4,000人余りということでございます、これは目標に向けて順調に推移しているものと思っております。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思っております。2番目は、「地域づくり」の柱でございます。

上から2つ目の「延長保育実施保育所数」、それからその下の「病児・病後児保育事業実施箇所数」、いずれも順調に推移していると思っております。

その2つ下の「訪問看護ステーション数」でございますけれども、平成23年の箇所数から1.5倍くらいをということで、人口10万人当たり5.1カ所を目標にいたしておりますけれども、平成25年度までで4.46カ所ということで、おおむね目標どおりに推移しておりますが、実際には、箇所数もさることながら、訪問看護ステーションでどれくらいの利用者に対してサービスが提供できるのかが大切だということございまして、右端の備考欄に利用者数の推移を記載しておりますけれども、こちらも今後増やす努力をする必要があると思っております。

その2つ下の「小規模多機能型居宅介護事業所数」でございますけれども、平成22年で48カ所、33年で140カ所というかなり高い目標を掲げていますが、この事業所は、登録した利用者が、訪問、通所、泊まり、この3つの機能を利用できる施設でございます、今後、これまで以上に在宅介護を推進していくためには大変重要な施設だということでもあります。

この事業所は市町村が指定していくこととなりますけれども、こういった事業所を県と市町村で力を合わせて増やしていきたいということで、少し高い目標になってございますが、これからも努力していきたいと考えております。

続きまして、次のページ、3番、「しくみづくり」に関してでございます。

上から2つ目の「富山型デイサービス施設設置数」でございますが、平成33年に200カ所を目指しています。

200カ所といたしますのは、おおむね各小学校区に1カ所を目標にしておりまして、平成25年で105カ所、書いてございませんが、本年8月末では111カ所とおおむね順調に伸びておりますけれども、33年までには今の2倍くらいまで増やさなければならないということ

でございますので、事業者、市町村の方々と連携協力しながら設置の促進に努めてまいりたいと考えております。

その下の「ケアネット活動の取組み地区数」でございますけれども、目標は平成33年までに300地区としております。

これにつきましては、おおむね地区の社協、旧の小学校区の単位に1カ所というイメージを考えておりますけれども、平成25年で231地区となっております、今年度、書いてございませんが243地区となっております。現在、全ての市町村でケアネット活動に取り組まれておりますが、富山市の中心部など取り組まれていないところが60程度あるということでございますので、その差分が目標の300との差になっているということでございます。これから富山市での設置が進んでいけば、何とか300地区という目標は達成できるのではないかと見込んでいるところでございます。

簡単ではございますが、指標の進捗状況の説明とさせていただきます。

続きまして、資料4-1をお願いいたします。タイトルは、「生活困窮者自立支援法について」という資料でございます。

制度の中身の前に、まずは最近の生活保護の状況を申し上げさせていただきますと、本県の保護率は全国で最も低くなっておりますが、傾向としましては全国と同じ状況にありまして、昭和55年から低下傾向にありました保護率が平成12年から増加に転じております。特に平成20年のリーマンショック以降さらに悪化しておりまして、本年7月の速報値によりますと、本県は保護率0.33%、全国では1.70%ということで、いずれも近年高止まりの状況になっております。

こうした状況から、国では生活保護制度だけでなく、生活保護に至っていないけれども生活に困窮している方々を対象とした第2のセーフティーネットを構築する必要があるということで、昨年12月に、この生活困窮者自立支援法が制定されたところでありまして、資料の一番下に書いてございますとおり、来年の4月から施行されることになっているものでございます。

前置きは以上でございますが、資料のタイトルの下の枠囲みをごらんいただきたいと思っております。

今、簡単に触れましたけれども、「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる」というものでございます。

下の「法律の概要」をごらんいただきますと、1番として、「必須事業」と書いてございますが、自立相談支援事業、それから住居確保給付金の支給が必須事業として挙げられております。

次に、「福祉事務所設置自治体は」と書いてございます。本県で言いますと、富山市など10市が福祉事務所を設置しております。町村につきましては、県が福祉事務所を持っておりまして、具体的には中部厚生センターあるいは新川厚生センターが福祉事務所の機能を果たしております。この福祉事務所設置自治体は自立相談支援事業を実施しなければならないということになっております。

「自立相談支援事業」の後ろに括弧書きがございまして、具体的には、就労その他の自立に関する相談支援を行う、あるいは事業利用のためのプラン作成をするということで、「事業利用」と難しく書いてございますが、生活習慣の向上や就労準備のための個別の支援プランをつくるというような仕組みになっております。

また、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」を支援するというこの2点が福祉事務所設置自治体の必須事業になっております。

2番には、任意事業として幾つか列記してございますが、1つ目は「就労準備支援事業」ということで、就労に必要な訓練等を実施する。2つ目は「一時生活支援事業」ということで、住居のない生活困窮者に対して一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行う。3つ目が「家計相談支援事業」ということで、家計に関する相談、家計管理に関する指導等を行う。4つ目が「学習支援事業」ということで、生活困窮家庭の子どもへの支援を行うということが任意事業として挙げられております。

さらに3番には、「都道府県知事等による就労訓練事業の認定」と書いてございますが、就労訓練する事業所を認定しまして、その事業所において生活困窮者が就労訓練を行って、自立に向けた支援を行うというような仕組みが設けられているということでもあります。

費用については、事業によって国の負担率が定められているということでございます。

先ほど申しましたように、施行期日は来年4月からでございますけれども、県、それから県内市町村では本年度から既に本格施行に向けた具体的な取り組みを進めているところでございます。

その中身が次のページでございます。資料4-2でございますけれども、26年度の実績状況が書いてございます。

まず一番上の「I 富山県東部生活自立センターについて」でございます。

この資料の後ろに、東部生活自立センターのチラシを添付させていただいております。

東部生活自立センターにつきましては、本年7月1日に開設いたしております。富山県が富山県社会福祉協議会に委託しまして、富山県魚津総合庁舎1階に設置いたしております。

5番の事業実施地域ですけれども、新川厚生センター、それから中部厚生センターが管轄しております舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、それと福祉事務所を独自に設置している魚津市、滑川市、黒部市の8市町村で共同してこのセンターを運営しております。

6番の(2)実施内容でございますが、「①自立相談支援事業」「②就労準備支援事業」「③就労訓練事業」、この3つの事業を現在実施しているところでございまして、「④配置職員」に書いてございますとおり、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援員を各1名配置しており、全体で4名を配置して支援を行っているということでございます。

相談実績ですけれども、これまで7月、8月、9月の3カ月間におきまして、計33件、33人の相談を受けております。

このうち4人の方については、自立支援プランを既に策定しております。さらにその4人のうち3人が既に就労しております。富山型デイサービス施設ですとか、農業法人等で現在就労していらっしゃるとお聞きしているところです。

続きまして、「Ⅱ 富山市以西の取組状況について」でございますけれども、モデル事業の実施状況につきましては、表に書いてありますとおり、10月以降、順次相談支援事業等を実施することとされております。

表の下のほうに書いてございますが、富山市、南砺市の両市についてはモデル事業を実施しておりませんが、平成27年度の本格実施に向けて体制整備、住民への制度周知などの準備に取り組んでいただいているところでございます。

県としましては、県の東部生活自立センターでの実施状況も検証しまして必要な改正を行いますとともに、効果的な取組みなどを他の市にも情報提供するなど、来年4月の本格実施が円滑に進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【須河参事・高齢福祉課長】 それでは続きまして、高齢者福祉の現状についてご説明いたします。高齢福祉課長の須河でございます。よろしくお願いたします。

それでは資料5-1と5-2を用いまして、介護保険制度の施行状況、それから、現在策

定作業を進めております計画についてご説明させていただきます。

資料5-1をごらんください。介護保険制度の施行状況について取りまとめております。

1番、要介護あるいは要支援認定の状況ということで数値を取りまとめておりますが、要介護・要支援の認定者数は平成26年の3月末現在で5万6,987人となっております。介護保険制度を開始いたしました平成12年4月の状況から見まして、約2.4倍となっているところでございます。

要介護・要支援認定を受けていらっしゃる方の要介護度別の人口比を見たものが下の(2)でございます。

全国の状況と比較いたしますと、本県は比較的要支援1、2の方の割合が低く、要介護1から5の割合が高くなっているという状況でございます。年齢構成上、75歳以上の高齢者が多いといったことが影響しているものと考えられます。

2ページに移っていただきまして、介護保険サービスを受けていらっしゃる方の数の推移でございます。月平均の数を示しておりますが、サービス受給者は平成25年度で4万8,933人となっております。介護保険開始の平成12年度と比較いたしますと、約2.3倍となっております。

右端のほうに、それぞれのサービス別の伸びを書いておりますが、施設サービスにつきましては約1.3倍、地域密着型サービスにつきましては約4倍、居宅サービスにつきましては約2.7倍といったふうに伸びておりまして、それぞれのサービスのさらに細かい内訳につきましては、下の表にまとめているとおりでございます。

3ページに移っていただきまして、費用面から見た介護給付の推移がグラフで示してございます。

介護サービス給付費は、介護サービスに要した金額でございますが、平成25年度は約918億円に達しておりまして、平成12年度と比較いたしますと約2.2倍ということで、サービス受給者の伸びと同様の傾向を示しております。

内訳につきましては下の表のとおりとなっておりますが、先ほどご説明しました受給者数の推移と並べて見ていただきますと、受給者数、施設と在宅の比率が1対3であるところ、介護給付につきましてはほぼ同数ということで、これを考えますと、施設につきましては在宅に比べ、1人当たり約3倍の経費がかかるといった構造が見て取れます。

次に4ページをお願いいたします。

サービスの供給体制でございますが、現在、居宅サービスの事業所数は1,722にまで伸

びてきております。平成12年度に比べまして約5.6倍になっております。

下の主な内訳を見ていただきますと、特にグループホームといったところで伸びが大きくなっておりまして、施設数につきましては大幅な伸び、またそれに比例してベッド数というものも、当初よりも133倍といった数になっております。

(2)が介護保険施設ということで、いわゆる入所いただく介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設といったものの伸びでございますが、現在1万2,070人の定員ということで、平成12年度に比べまして約1.4倍になっているところでございます。

介護保険制度の状況につきましては以上のおりでございますが、介護保険制度につきまして、このたび大きな改正が予定されておりまして、そのことにつきましては、続く資料でご説明いたします。

カラー刷りの「新しい地域支援事業の全体像」とあるものでございます。

今年6月に公布されました医療介護総合確保推進法によりまして、介護保険制度の改正が行われております。

大きな改正のポイントといたしましては、現行が左側に記載してございまして、改正後の姿が右側にございます。

上から2番目の介護予防給付のところでございます。要支援1、2の方々を対象とした訪問介護、通所介護の事業が、これまで介護保険の中の給付としてサービス実施をされておりましたが、これが改正後は右側のように、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の中に入りまして、これまで行われておりました介護予防事業と一体化して実施されることとなりました。そしてこれが介護保険の枠組み、介護保険制度として実施されるということから、右のほうに「地域支援事業」とございますが、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域支援事業」の中で実施されることになりました。介護保険制度の中で提供されるサービスは全国一律の形ですが、地域支援事業は市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施をすることになります。介護予防給付の中で実施されていた訪問介護、通所介護が地域支援事業の中に移行するということです。

それと合わせまして、「包括的支援事業」とありますが、同じく市町村が実施する事業の中に、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進のうちの一部」また「生活支援サービスの体制整備」といったことで、新たに市町村の役割として位置づけられたものが増えております。市町村の役割が大きくなるということでございますので、今後、地域間格差が出ないように、県としても支援をしてまいりたいと考えております。

こういった改正を行いまして、こういった姿を国が目指しているかが次のページになります。「地域包括ケアシステムの構築について」ということをご説明いたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、地域包括ケアシステムを構築しようということで、今、取組みを進めているところでございます。

右下に点で囲った部分のように、おおむね中学校区を単位といたしまして、ここにあります「医療、介護、住まい、生活支援、介護予防」、この5つのサービスがこの地域の中でしっかりと提供される仕組みをつくっていくということが今後取り組むべき方向となります。

特に、在宅医療、在宅介護といったことには既にいろいろ取組みを進めているところでございますが、今一番課題となりますのが、一番下の生活支援・介護予防の部分でございまして、これまで介護保険制度の中で、いわゆるプロの事業者の方々から提供されていたこうしたサービスを、下にあります老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO、こういった方々にも担っていただき、地域の姿をつくっていく必要がございます。この部分が今後、市町村の福祉行政を進めていく上で特に重要になってくるところで、今、市町村のほうで一生懸命準備を進めているところでございますし、県としても支援に努めているところでございます。

こうしたことを目指しまして、現在、高齢者に関する計画の改定作業を進めております。資料5-2になります。

富山県民福祉基本計画の個別計画として位置づけております高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業をどう進めていくかという計画であります介護保険事業支援計画、この2本の計画を1本にしまして、これまでも計画をつくり、推進しているところでございますが、平成27年3月で現在の計画期間が終了しますことから、新しい計画の策定を現在進めております。

社会福祉審議会の分科会であります高齢者福祉専門分科会で、今、策定作業を進めていただいているところでございます。

計画期間は平成27年度から29年度までの3年間を予定しております。

1枚めくっていただきまして、策定スケジュールをごらんいただきたいと思います。

一番左側に、高齢者福祉専門分科会における策定の状況をまとめてございます。7月8日に第1回の分科会を開きまして、議論をいただきました。11月13日に第2回を予定しており、ここで市町村で積み上げられましたサービス見込量、保険料の仮設定などを受けま

して、計画の中身をもう少し細かく詰めていきたいと思っております。第3回では計画素案を検討いただき、年度末には第4回の分科会で計画案を最終的にまとめていただきたいと考えております。

現在の議論の状況でございますが、その次のページに大きなA3の紙に掲げております。

左側に第5期計画の内容が書いてございますけれども、第5期計画におきましても、地域包括ケア体制を目指していろいろな計画を進めてきたところでございますが、右端に行っていたかきまして、第6期計画における基本目標におきましては、地域包括ケア体制の構築に向けてということで、より具体的な取組みを一步進めるという姿勢を示しながら計画を策定したいということで、先日、分科会のほうでもご了承いただいたところでございます。

この骨組みに従いまして、今後、策定作業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【境児童青年家庭課長】 続きまして、児童施策についてご説明させていただきます。

資料の6-1をごらんいただきたいと思っております。子育て支援・少子化対策につきまして、網羅的にまとめた資料でございます。

児童青年家庭課の事務を中心に、時間の関係もございまして、抜粋してご説明させていただきますと思っております。

まず、「1 家庭・地域における子育て支援」でございますが、特別保育事業につきましては、保育ニーズの多様化に対応して事業化を図ってきております。

病児・病後児保育は、子どもが病気で保護者が保育できない場合、病院ですとか保育所で保育するほか、保育中の子どもの体調不良に対応するものでございますが、今年度は78カ所で実施しております。

延長保育は、保育所が通常の開所時間を超えて保育を行うものでございます。保育所は県内に現在294カ所ございますが、そのうち219カ所で実施しております。

休日保育は、日曜や祝日等に保育を実施するもので、63カ所で実施しております。

また、病児・病後児保育の充実を図るために、今年度新たに推進セミナーを開催するなどの病児・病後児サポート推進事業を実施しております。

次に、子どもの居場所づくりでございます。

放課後児童クラブ、これは、親が就業等で家庭にいない、おおむね10歳未満の留守家庭の小学生を対象といたしまして、遊びや生活の場を提供するものでございます。現在、223

カ所で実施しております。うち6時以降も開所しておりますのは68カ所となっておりますが、今年度新たに国の補助制度を活用いたしまして、6時30分を超えて開所するクラブに対しまして、指導員の処遇改善経費を助成する事業も行ってまいります。

次のページをお開きいただきたいと思っております。

左上の「3 子どもの健やかな成長の支援」につきましては、子どもの権利と利益の尊重といたしまして、児童相談所ですとかその他関係機関など児童虐待に携わる職員を対象といたしまして、面接技術向上のための講習会を開催することとしております。

また、右側の部分になります「4 経済的負担の軽減」につきましては、とやまっ子育て応援事業、いわゆる子育て応援券事業を実施しております。また、希望どおり子どもが持てるよう、子育て家庭に対する支援施策検討部会を設置して検討いただいているところでございます。

また、多子世帯低利融資につきましては、多子世帯における教育費などの負担を軽減するために、大学などに就学する子どもを持つ保護者が利用できる低利の融資を行っているものでございます。

次のページでございます。資料6-2をごらんいただきたいと思っております。これは、保育士人材確保対策についてでございます。

本県では、県内で勤務いたします保育士数は、平成16年度は3,978人、これが平成24年度は4,850人と増加しております。また、平成16年度から待機児童が発生していないことから、保育士の数は保育の基本ニーズに対応していると考えておりますけれども、年度途中、職員の方の産休・育休ですとか、途中入所児童の増加など、タイミングよく人材確保ができない状況がございます。

こういったことに対処いたしますために、昨年6月、県社会福祉協議会に委託いたしまして、保育士・保育所支援センターを開設しております。

平成25年度の実績でございますけれども、(5)にございますように、就職者数は87名となっております。うち、平成25年度中に就職した者は29名、そのうち潜在保育士の方が26名就職されております。また、26年4月に就職されたのは58名、うち潜在保育士の方が6名就職されているところでございます。

「2 保育士人材確保等研修事業」につきましては、潜在保育士の再就職を支援する研修を実施いたしまして、潜在保育士の方の就職に当たっての不安を取り除いて就労につなげようというものでございます。

また、(2)の事業内容②にございますように、再就職支援研修につきましては、おおむね3年未満の保育士の方30名程度、また③にございます経営者向け研修につきましては80名程度の研修を実施することとしております。

続きまして、次のページをごらんください。

同じく保育士等の子育て支援人材の確保です。これは、国の地域少子化対策強化交付金を活用したものでございまして、去る9月県議会の補正予算で措置された事業でございます。

県内在住の保育士登録者は約1万2,000名いらっしゃいますけれども、子ども・子育て支援新制度の概要ですとか、保育士への応援メッセージを紹介いたしますリーフレットを作成・配布し、さらに保育士の就業に関する意向調査を実施することによりまして、潜在保育士の掘り起こしやマッチング、また、現役保育士の就業継続の支援を推進するものでございます。

続きまして、次のページ、資料6-3をごらんいただきたいと思えます。「子ども・子育て支援新制度に関する主な動き」でございます。

経過・今後の流れでございますが、平成26年4月から、国において関係府省令案の提示や、公定価格仮単価提示が順次行われてきております。

9月以降でございますが、県・市町村では計画案ですとか中間報告、また関係条例等の検討・制定を行っているところでございます。今年度中、平成27年3月までに県・市町村で計画を策定することになっております。

主な動きでございますけれども、新制度の運営につきましては、年間約1兆円超が必要となっております。そのうち消費税財源で確保できる財源は0.7兆円でございます。

「量的拡充」「質的改善」は0.7兆円のそれぞれ中身ということで記載させていただいております。

また、認定こども園・幼稚園・保育所に共通の給付が充実されます。

利用者負担につきましては、保育料の水準は現行どおりということになるかと思っております。

また、放課後児童クラブの拡充につきましては、対象年齢が現在おおむね10歳未満のところ、小学校6年生までに拡充されますし、国が定めた基準を踏まえまして、市町村が条例で設備・運営の基準を制定することとなっております。

次のページをごらんください。「子どもの貧困対策の推進に関する法律について」で

ございます。

子どもの貧困対策につきましては、国から最新の子どもの貧困率が16.3%と公表されております。これは調査が始まってから過去最高という数値でございます。

こうした中、資料の右側に、「目的・基本理念」がございますけれども、子どもの健やかな育成のための環境の整備ですとか、教育の機会均等を図るために、対策を総合的に推進する。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指すということで、昨年6月、子どもの貧困対策推進法が制定されまして、本年1月に施行されたものでございます。

中身につきましては、子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくりということで、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。また、地方公共団体においては、都道府県子どもの貧困対策計画が策定努力義務とされているところでございます。

大綱に掲げます事項については、「教育支援」「生活支援」「保護者への就労支援」「経済的支援」「調査研究」が法律上大綱に掲げるということになっており、「子どもの貧困対策に関する大綱について」といたしまして、今年8月29日に閣議決定されてございます。

10の基本的な方針、25の指標をもとに、指標の改善に向けた当面の重点施策ということで、5つの項目を柱にそれぞれの施策が打ち出されております。

まず、「教育の支援」につきましては、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の推進ですとか、教育費負担の軽減。

「生活の支援」につきましては、保護者の生活支援ですとか子どもの生活支援。

「保護者に対する就労の支援」の中身は、ひとり親家庭の親の就業支援、生活困窮者や生活保護受給者の就労支援。

「経済的支援」といたしまして、児童扶養手当と公的年金の併給調整見直しですとか、母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大などがございます。

また、「子どもの貧困に関する調査研究等」がございます。

県といたしましては、これまで、ひとり親家庭ですとか生活保護世帯への支援など一生懸命取り組んできておりますけれども、今後、子どもを取り巻くあらゆる方面からの横断的、そして切れ目のない支援が必要と考えております。

都道府県計画の検討も含めまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【石浦障害福祉課長】 障害福祉課長の石浦と申します。

私からは、障害者施策として11月県議会において議員提案予定の「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」いわゆる障害者差別解消条例について、「富山県第4期障害者福祉計画の策定について」、それから「富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの整備について」の3点についてご説明させていただきたいと思います。

資料7-1をごらんください。「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」ということで、今ほど申しましたように、自由民主党の富山県議会議員会が中心となって、平成25年から障害者団体等の意見を聞き、先般、知事へ素案を申し入れされ、パブリックコメントが実施されたところであります。この後、11月議会に提案されまして、この条例の施行については、障害者差別解消法と同じ平成28年4月1日を予定としておるところでございます。

次のページのA3の資料をごらんください。条例案の概要でございます。

この条例の特徴ですが、障害者差別解消法にも定められております1点目は、障害を理由とする差別に関する相談体制や紛争防止・解決のための体制整備についてと、差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワーク構築を図るための協議会を設置することについて規定されたところでございます。

具体的には、障害を理由とする差別に関しまして、資料右側の「相談体制及び紛争解決」のところにありますが、市町村に地域相談員を置き、県が広域専門相談員を置いた相談体制を構築していくということが規定されております。

また、相談によって解決できない場合は、解決のための助言・あっせんを行う附属機関であります障害のある人の相談に関する調整委員会を設置することが規定されております。

最後に、「協議会の設置」になりますが、障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うための障害者差別解消地域支援協議会を設置することが規定されたということでございます。

このほかに、分野別に障害を理由とした差別の具体事例を示したガイドラインを作成して、その周知を図ることや、障害に対する理解を深めるための普及啓発を行うことなどが条例案に規定されております。

この資料には書いてありませんが、県としましては、この11月議会に条例の制定を受けまして、県民への条例の周知をはじめ、障害や障害者への理解をより一層深めるための普

及啓発や、障害者が利用しやすいよう障害者に特化したホームページの開設、障害を理由とした差別の具体例をまとめたガイドラインの作成とその周知など体制整備に取り組んでいくこととしております。

次に、資料7-2をお開きください。「富山県第4期障害福祉計画の策定について」でございます。

これは、障害者基本法に基づきまして、本年3月末に第3期障害者計画を策定しましたが、その障害者計画の実施計画として、障害者の生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標や、障害者サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めるための計画でございます。

現行の計画が平成26年度末までですから、今年度中に、27年度を初年度といたします第4期計画を国から示されました基本指針を踏まえて策定していくこととしております。

国から示された基本指針につきましては、第3期の計画同様、PDCAサイクルを導入して計画策定を行うこととなっております。

次のページを見ていただきたいと思います。これが国からの基本指針におきます成果目標・活動指標の設定と、前回の指針の目標数値等を比較したものでございます。

基本的には、前回の指針の目標数値の変更等がほとんどでございます。黄色く「(新)」と書いてあるところが大きく変更のあったところですが、まず1点目が、平成25年の精神保健福祉法の改正を受けまして、特に精神障害者の地域生活への移行に関する成果項目の設定指針の項目が大きく変更、追加されております。

また、国からまだ事業の具体的な事業内容が示されてはいませんが、概算要求にはモデル事業として、各県大体1,000万円分の予算計上がされ、いわゆる地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1つずつ整備することが項目として追加されております。

次のページにあります就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加についても項目として加わったことが大きな変更でございます。

計画策定スケジュールでございますが、現在、各市町村において、それぞれの障害福祉サービスの見込量や目標数値についてご検討いただいているところでございます。

これらを取りまとめまして、12月頃に県全体のサービス見込量等を踏まえた計画素案を第2回の富山県障害者施策推進協議会でお示しし、その後、パブリックコメント等を実施しまして、3月末に計画を策定していく予定でございます。

続きまして、最後に資料7-3、「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

の整備について」ということで、去る9月県議会によって設置条例が制定されまして、このように正式名が決まりました。

現在の高志リハビリテーション病院、高志学園、高志通園センターの3施設を統合再編するというので、一体的に改築整備を行っているところでございます。

スケジュール的には、昨今の労務費や材料費の高騰などによって、昨年度、実施設計が若干遅れました。施工業者におきます工事員の確保が難しい、厳しいということで、工事の進捗についてはやや遅れぎみですが、何とか平成27年度中には開業できるよう整備等を進めているところでございます。

また、「現病院の建物の活用」と書いてありますが、現病院を活用しまして、地域リハビリテーション総合支援センター（仮称）というものを整備することとしておりますが、これにつきましては、新病院が開業後に着工しまして、おおむね1年後にオープンすることを考えております。

今後、新病院の建設整備と並行いたしまして、指定管理者の指定や人員の確保など、開業に向けた諸準備に取り組んでいくこととしております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

5 意見交換

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

ここまで、富山県民福祉基本計画の進捗状況について、それから、社会福祉関係施策の現状と課題ということで、生活困窮者対策について、介護保険制度について、児童施策について、障害者施策について、それぞれ説明していただきました。

どの分野でも結構ですので、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

【細川委員】 手をつなぐ育成会の細川でございます。

障害者の差別解消の条例が間もなく成立するというので大変喜んでるところです。

この後、障害者が地域生活を送るうえで、ガイドラインというものが非常に重要になってくると思います。

「合理的配慮」という言葉が法律の中に出てきておりますけれども、なかなかその合理的配慮が何なのか、ハード面だけではなくて、人の心といいますか、社会の弱者に対する考え方自体をこれから変えていかなければならないと思いますので、その辺のガイドライ

ンづくりをしっかりとお願いしたいと思います。

それともう1点ですけれども、差別解消だけではどうしても足りないといいますか、権利擁護ということが非常に重要になると思います。

今の新しい計画策定なども拝見させていただいたんですけれども、なかなか障害のある人の保護といいますか、知的障害者は虐待防止などがとても重要なのですが、その辺りをもう少し明確にさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

【岩城委員長】 要望かもしれませんが、その点について何かお答えはございますか。

【石浦障害福祉課長】 どうもありがとうございます。

ガイドラインの策定については、関係の皆様と十分協議をして、平成28年4月施行ですので、そんなに時間もないですが、十分にしっかりと皆様方のご意見などを賜って策定したいと思います。

権利擁護につきましても、ガイドラインと両輪ではないですけれども、表裏一体になるようなものだと思いますので、そういうところで浮かび上がってきた課題等について、権利擁護についても活かしていければと思っております。

【岩城委員長】 ほかに何か質問等はございますか。

【中西（佳）委員】 先ほどお話があったとおり、私も差別解消法について、そういう法律ができて非常にうれしいと思っております。

また、計画の中で差別の問題についていろいろ相談体制をつくるとあり、特に聴覚障害者協会でのコミュニケーションを保障していくということを今進めておりますけれども、今のところ、富山県の中で聴覚障害者が相談できる場所は、富山市にある聴覚障害者センターだけです。市町村ごとに聴覚障害者が相談できる場所が、市町村に設けるといっても通訳の問題があります。市町村で聴覚障害者の通訳をどこかで埋めなければならないという状況です。個人的に相談したいと思っても、なかなか気軽にできないという状況ですので、身近なところで相談できればと思います。

例えば、毎日ではなくても定期的に通訳が配置されていて、そこへ行けば相談できる体制をぜひつくってほしいと思います。

【岩城委員長】 通訳をする人が少ないということですが。

【石浦障害福祉課長】 以前からいろいろご要望をいただいております。

手話通訳につきましては、人員的には相談員さんの体制もつくることとなると思いますが、各市町村で相談を受けておられますので、昨日もご要望を受けましたが、市町村に手

話通訳者さんを設置するように、県としても働きかけたいと思っております。

各市町村にそういう相談センターができればいいのですが、既存のいろんな相談システムを活用しながら、差別解消条例の目的を達成していきたいと思っております。

【岩城委員長】 よろしいでしょうか。なかなか市町村に1カ所あるいはそれに対する通訳者を準備するとなると、そのところは非常に難しい面があるかと思いますが、なるべく近くで相談できるようにということだろうと思っておりますので、またよろしく検討していただければと思います。

ほかに何かご質問はございますか。加藤委員は、高齢者施策について何かご質問等はございませんか。

【加藤委員】 お話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私はいろいろと皆様の、それから行政のお話を聞かせていただきましたけれども、本当に詳細にご説明をしていただきまして、県民福祉基本計画における①ともに支え合う「ひとづくり」、②安心して暮らせる「地域づくり」、③利用者を支援する「しくみづくり」、これらの指標について、進捗状況などの認識が深化いたしました。

老人クラブも、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくり、地域づくりと、「4つのづくり活動」を目指しているところです。少子高齢社会に生きる私たちは、やはり皆様のお力をいただかないと、ご支援をいただかないと、ご指導いただかないと、豊かな生活が成り立ちにくいというような状況にあります。

特別、質問とかいうものはありませんけれども、学ばせていただきましたことに感謝いたします。ありがとうございます。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

高齢者施策につきまして、武隈委員、何かご意見ありましたらお願いいたします。

【武隈委員】 先ほど、介護保険制度の変更に伴い、今後、地域包括ケアシステムを構築していくということでした。支援・介護について、介護保険を利用しておられる人たちが生活支援・介護予防の中に入っていくことから、市長村や県が関係者の意見を聞いてこれから進めていくということで、また私もそういう意見をお伝えしていきたいと思っております。介護予防を始めてからも、要介護者の支援についても、専門職との連携をしっかりと円滑にできるようになればよいと思っております。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

【濱崎委員】 県の老人福祉施設協議会の副会長をしております濱崎といいます。

資料3の富山県民福祉基本計画（改定版）の指標進捗状況一覧ですけれども、介護サービスにおける介護職員数、平成25年実績と書いてありまして、これは理解できますけれども、その下の介護福祉士県内登録者数、このことは前回もここで話したことですけれども、これも登録者数としては実績だとは思いますが、これをぱっと見た瞬間、現状を知らない人から見ると、1万2,750人に対して1万2,588人と、介護福祉士は結構数があるように見えます。でも、現実としては下に書いてあるように、求人倍率が2.47倍と、ほかの職種と比べて倍ほどの介護職員の募集がかかっている現状があるわけです。となると、この県内登録者数というのは、前回もちょっとお伺いしましたけれども、本当に登録した人であると。ということは、過去何十年分の登録を積み重ねただけの数字であって、現在この人たちが働いているわけではないという数字であると。当然、県内で資格を取られた方が県外へ出て行かれた場合でも残っているので、現在この中の何人が富山県で仕事をしているかという数字を示していただいたほうがよろしいのではないかと考えるのであります。

介護支援専門員は県外へ出て行った場合、そちらで働くときは登録変更しなければいけないんですけれども、介護福祉士の場合は県外へ出て行っても、そのまま富山県の免許で仕事をしておられる。逆に、他県からこちらへ来られた方も、そのまま他県の免許でしておられる。ということは、実数との乖離が甚だ激しいのではないかと思います。

また、介護福祉士の資格を持っていて、その後、介護支援専門員とかなられた方もこの中にはカウントされている。当然、仕事をしておられない方もカウントされている。だから、この指標というのはいかがなものでしょうかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

【利川厚生企画課長】 厚生企画課長の利川でございます。

今のご質問には、確かに明確にお答えすることは非常に難しいんですけれども、おっしゃるとおり、これまでの累計部分であったり、県外へ出られたり、あるいは実際にその職を離れていらっしゃる方というようなことがありますので、実際、この数字でもって、この方々がそのまま県内で介護職員として活躍されている数字ではないということはお指摘のとおりだと思います。

同じような話で、私、春まで医務課におりましたので、当時は看護職員の関係でもこのような取組みをやっておりましたけれども、看護のほうは、たしか登録制度みたいなものでわかるような仕組みをつくらうという動きになっていたと思います。全国的な取組みと

して、単なる養成だけじゃなくて、実際、どこで仕事に就いているかを把握するようなことを全国的にやろうという動きだったと思いますので、おっしゃるとおり、介護職員についてもそのような仕組みができれば、実際に現場で働いている人は確実に把握できると思いますけれども、現状の体制の中では、確かなかなか実質そのものを把握するというのは非常に難しいかと思っておりますけれども、介護職員、福祉職員を確保していく上では、そういう量も大事ですし、そういう資格を持った人の把握も重要だと思っておりますので、今後どのような形で把握できるか、また国の動きも見ながら検討していかなければならない課題だと思っております。

明確なお答えにはなりませんでしたが、そのような認識でございます。

【和田委員】 母親クラブ連合会の和田でございます。

たくさんのメニューが福祉関係のところに入ってございまして、一つずつやっていくと時間がかかるということで大変だと思っておりますが、私は今日、特にこの資料を見てございまして、地域包括ケアシステムの構築というのがあるんで、75歳以上、2025年度をめどにと書いてございまして、そのような中で高齢者の生活のこともあるだろうし、認知症の方々の増加が見込まれるということもわかっております。

それで、どこまで各市町村に守っていただけるのか、そしてまた、そのケアについては、本当にたくさんのメニューを考えていただかなかつたら大変だと思っております。

私が言いたいのは、各市町村はこの問題は大変かと思っておりますが、どうか県がどこの市町村も温度差のないように、あそこの市はこうだったからよかった、この市はまだ取りかかっていない、そういうことじゃなくして、本当に地域の状況を踏まえながら平等にこのシステムを縦横のネットワークを見直して進めていただけたら大変よいと思っております。

地域というプライバシーもありますので、そういう点も考えていただきまして、いろいろご配慮いただければ、皆さんは相談なり何なりして、暮らしやすい、そういう社会になっていくのではないのかと思っておりますので、特に地域包括ケアシステムの構築は、まだ住民に浸透していないと思っておりますので、今後もどうか実施を頑張っていただきたいと思っております。

【岩城委員長】 ありがとうございます。

ちょっとまだ時間がありますので、公募委員で出ておられます宇於崎委員、全般について何かご意見はございませんか。

【宇於崎委員】 では、発言させていただきます。本日は、参加させていただきまして大変ありがとうございます。

富山県民福祉基本計画（改定版）という資料をいただきまして、早速家に帰ってじっくり読ませていただきたいと思います。

この中で、ともに支え合う「ひとづくり」、安心して暮らせる「地域づくり」、利用者支援する「しくみづくり」という3つの施策の柱があるんですけども、指標の進捗状況を見せてもらいましたけれども、例えば平成28年とか33年度にこの目標が達成された場合、どのような県になるのか、逆に言うと、ありたい姿というか、どういう姿を目指しているのかということがもう少し具体的にわかればよいと感じました。

特にこの中では、高齢者福祉であるとか児童福祉であるとか、こういう面の充実を図ってもらいたいなというふうに感じています。

高齢者福祉であるとか児童福祉の充実というのは、富山県へ産業を誘致していく上で、活力ある富山県となるための政策的な投資内容になると思うので、ぜひ充実をお願いしたいと思っています。

あと、進捗状況一覧の中で、指標の説明はあるんですけども、具体的に何を用いて、どの部門がどのようにというところがこの資料では見にくくなっていると思うので、この辺を改善していただきたいのと、有効性の指標については多く示されているんですけども、もう一方で、効率面での指標を加えていただいたら、より進捗状況を評価する上で役立つと思います。

進捗状況を見ますと、「障害のある人などとの交流や手助けをしたことのある人の割合」とか「地域活動に参加している人の割合」「障害者雇用率達成企業割合」、この辺が平成25年度実績と比べて実績値が悪くなっています。この原因について説明を備考欄に加えて、是正措置を行う必要があるのか、必要がないのかなどわかればよいと思いました。

【利川厚生企画課長】 冒頭に、3つの柱を達成したら、どのような姿になるのかという部分について、冊子をお配りしましたが、ちょっとだけ触れさせてください。

表紙からめくっていただきますと3枚目ぐらいに概要ということで非常に簡単にまとめてございますけれども、折り込みがございます。

今ほど申しましたように、3つの施策の柱「ひとづくり」「地域づくり」「しくみづくり」がありますけれども、計画の目標も書いてございます。

具体的なイメージとおっしゃいましたけれども、ここではどちらかというと、漠然とし

ていますけれども、例えば1番目が、「すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、個人の自立や自己実現が叶えられる社会」。2番目が、「年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会」、これが目標にあります「誰もが幸せを感じる富山型共生社会の創造」という言葉とダイレクトにつながっているんですけれども、いずれにしても、具体的なものというのはなかなか難しいんですけれども、基本計画の一番大きい目標が、「共生型の社会をつくりたい」ということですのでございます。そのような社会になるように、それぞれの施策を進めているということですのでございます。

それと、ご指摘の中に、有効性ですとか効率化の面もというご指摘がございました。おっしゃるとおりであろうかと思えます。

その辺のそれぞれの施策がいかにかこの指標実現のために効果的なのかという部分も検証しながら、今後事業を展開していくべきだろうと思っております。

今、お答えできるものはそんなところでしょうか。

【宇於崎委員】 どうもありがとうございます。

【岩城委員長】 時間もまいりましたので、最後に1つだけ、宮田副委員長から、何か全般的にご意見がありましたらお願いいたします。

【宮田副委員長】 全体的に、それぞれ各分野で切実な県民の課題があり、ニーズがあり、そしてそれに対する国の施策などを反映しながら、県としてのきめ細かい施策が着々と展開されていると感じております。

ただ、その中で何点か、最近ちょっと気になるところなどもありまして申し述べたいと思います。

1つは、今日の報告もそうですが、各所管の分野ごとのまとめになっていますので、制度の縦割りを超えるような支援が必要だという状況が最近顕在化しているという点です。

例えば高齢障害者の問題でして、障害福祉サービスを利用している方たちが65歳になって、今度は介護保険サービスの対象になると。そうしたときに、その移行のための受け皿がなかなかないとか、具体的に言えば、特別養護老人ホームなどですと、入所待ちがいっぱいある状況ですので、そういった受け皿の問題ですとか、あるいはサービスが変わること。障害福祉サービスの場合は、ほとんど低料金か無料に近い状態なのですが、介護保険サービスになると、1割の負担になってしまうということなどを耳にしているところ です。

2つ目は、市町村への県のかかわりです。同じく制度間の縦割りということでは、幼稚園と保育所ですが、子ども・子育て支援新制度が来年4月からスタートするということがすけれども、今、利用者のお父さん、お母さん方の一番の関心は、保育料がどうなるのかということです。

制度が変わり、保育時間の認定なども必要になって、かなり手続というのも変わってきますので、そういうことも含めながら、なおかつ保育料の、幼稚園は基本的にはたしか定額ではなくて応能負担という形になっていきますので、そういったことへの不安ですとか、あるいは保育料の軽減と言いますか圧縮措置が、幼稚園ではその辺の措置はどうなるのかというような不安、幼稚園利用者と保育所利用者を平等な取扱いにしてほしいという希望があります。大変制度が複雑で厄介なのですが、いずれにしても、基本は市町村の問題ではあります。しかし、例えば第3子の保育料の問題等も含めて、県全体の少子化対策や子育ての経済支援の問題にもかかわりますので、県としてもそれなりの関心なりかかわりなりを持っていただきたいと思います。

3つ目には、やはり人材確保のことです。

「福祉は人なり、保育は人なり」と言いますが、本当に人材が涸渇している状態です。私の学校にも求人によくおいでますけれども、気の毒で、「もう未内定の学生は残っていません」という状況です。もちろん潜在の人材確保も必要ですけれども、学校教育から始まって養成教育、そして職場での現場教育あるいは資質向上、キャリア形成といったような、ずっと一本筋を通して見通した形での総合的な対策といいますか、建物とかサービスは幾らでもつくれるんですけれども、人づくりだけはなかなか時間がかかる。そして人材の質の問題もありますので、本当に総がかりで取り組まなければならない課題だと認識しています。

この問題こそ、福祉や教育、労働などの枠を越えた形で総がかりでやっていかないと大変なことになりそうだと。こんなことばかり10年ほど、同じことを言っていますけれども、やはり大事だということを最近特に痛感しています。

【岩城委員長】 どうもありがとうございました。

時間もまいりまして、私自身のまとめということでもないんですが、今、宮田副委員長がおっしゃいましたように、どの分野においても、やはり人材確保というのは、いわゆる人づくりというのは非常に大切だと思いますので、その点を受け止めて施策を展開していただければと思います。

6 閉 会

【岩城委員長】 まだまだご発言の希望もあるかと思いますが、予定しておりました時間もまいりましたので、本日の審議会はこれで終了させていただきたいと思います。

なお、本日の会議後に、お気づきの点あるいは富山県の福祉全般に関しまして、ご意見あるいはご提言がございましたら、事務局が配付しております「ご意見・ご提言用紙」というのがございますので、それに書いてご提出いただければと思います。

ご意見に対しましては、今後の審議会の参考にさせていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

また県におきましても、今後の施策の参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

【山崎厚生部長】 本日はどうもありがとうございました。貴重なご意見をいただきました。

縦割りは駄目だということは、いつもそう思っているんですが、なかなか難しい場面もございます。ただ、地域包括ケアシステムのお話をいたしましたように、高齢者にかかわる問題として取組みが始まったところですが、今後は、障害者の方も子どもたちも含めた社会づくり、システムづくりというのが必要になるのではないかと思っております。

今後は、そうしたことも念頭に置きながら取り組んでまいりたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。